

よくわかる高等専修学校

高等専修学校と高等学校の比較

高等専修学校と高等学校には、同じ部分があれば、異なる部分もあります。それぞれの特徴をつかみ、適切な進路選択をできるようにしましょう。

1 教科・授業の内容 学習指導要領に縛られない柔軟なカリキュラム。

教科や授業の内容は、高等学校と高等専修学校で大きく異なります。高等学校の場合は、普通科、専門学科、総合学科があり、普通科の場合は普通科目(「国語」「地理歴史」「数学」「理科」「外国語」など)を中心に、専門学科の場合は専門科目(「農業」「工業」「商業」「水産」など)を中心に学ぶことになります。いずれも学習指導要領に基づいたカリキュラムが組まれています。高等専修学校の場合は、**専門分野や取得できる資格の種類により、教科や授業の内容が大きく異なります。**多くの場合は、**専門科目を通して職業に直結する専門的な知識を中心に学びつつ、普通科目を通して社会に出るために必要となる基礎知識を学びます。**学習指導要領に縛られないため、学校ごとに特色のある自由なカリキュラムが組まれています。また、大学入学資格付与指定校や技能連携校の場合は、それぞれ必要となる普通科目の授業時間数が定められています。

内容が大きく異なります。多くの場合は、**専門科目を通して職業に直結する専門的な知識を中心に学びつつ、普通科目を通して社会に出るために必要となる基礎知識を学びます。**学習指導要領に縛られないため、学校ごとに特色のある自由なカリキュラムが組まれています。また、大学入学資格付与指定校や技能連携校の場合は、それぞれ必要となる普通科目の授業時間数が定められています。

【高等専修学校と高等学校の時間割の例】 ※以下の時間割は、あくまで一例です。各高等専修学校や高等学校では、それぞれ独自の特徴的なカリキュラムを定めています。

高等専修学校(美容系)

	MON.	TUE.	WED.	THU.	FRI.
1	美容実習	美容科目(座学)	外国語(英語)	美容科目(座学)	美容実習
2	美容実習	体育	美容科目(座学)	美容科目(座学)	美容実習
3	美容実習	体育	美容科目(座学)	保健	美容実習
4	理科	地理歴史	美容実習	情報	数学
5	国語	美容科目(座学)	美容実習	公民	芸術
6	芸術	美容科目(座学)	美容実習	美容科目(座学)	HR

高等専修学校(商業実務系)

	MON.	TUE.	WED.	THU.	FRI.
1	PC実習	ビジネス科目(座学)	簿記	PC実習	数学
2	PC実習	公民	ビジネス科目(座学)	体育	ビジネス科目(座学)
3	簿記	理科	PC実習	体育	公民
4	国語	PC実習	英語	理科	簿記
5	ビジネス科目(座学)	ビジネス科目(座学)	芸術	ビジネス科目(座学)	総合
6	HR	英語	ビジネス科目(座学)	数学	総合

高等学校(普通科)

	MON.	TUE.	WED.	THU.	FRI.
1	公民	英語	数学	国語	国語
2	数学	体育	公民	数学	数学
3	理科	体育	英語	理科	地理歴史
4	国語	地理歴史	情報	保健	情報
5	芸術	数学	理科	英語	理科
6	英語	国語	HR	総合	英語

高等学校(専門学科)

	MON.	TUE.	WED.	THU.	FRI.
1	国語	数学	地理歴史	専門科目(座学)	国語
2	英語	専門科目(座学)	英語	専門科目(座学)	専門科目(座学)
3	専門科目(実技)	理科	専門科目(座学)	保健	芸術
4	専門科目(実技)	体育	国語	英語	地理歴史
5	芸術	専門科目(実技)	専門科目(座学)	数学	体育
6	総合	専門科目(実技)	数学	HR	理科

集約表 ^{※1}	普通科目(5教科) ^{※2}	普通科目(その他) ^{※3}	専門科目(座学)	専門科目(実技)	その他 ^{※4}
高等専修学校(美容系)	6	6	8	9	1
高等専修学校(商業実務系)	9	3	10	5	3
高等学校(普通科)	22	6	0	0	2
高等学校(専門学科)	13	5	6	4	2

※1:表内の数字は、各時間割における授業時間数を示す。
 ※2:国語、地理歴史、公民、数学、理科、外国語に分類される科目を指す。
 ※3:保健体育、芸術、家庭、情報に分類される科目を指す。
 ※4:総合的な探求の時間、特別活動に分類される科目を指す。

2 卒業後の進路 高等専修学校の卒業生は、就職、進学それぞれ約半数。

高等学校の卒業生は、半数以上が大学や短期大学に進学しています。そのほか、2割強が専門学校等へ進学し、2割弱が就職の道歩んでいます。高等専修学校の卒業生は、**半数以上が就職**しています。学校と関係する分野に就職する卒業生の割合が非常に高いほか、公務員に

なる道もひらかれています。一方で、**大学や専門学校への進学を望む生徒も多数存在**します。さらなる専門知識を学ぶために専門学校に進学する卒業生が多いですが、大学入学資格付与指定校や技能連携校から、大学や短期大学に進学している卒業生もいます。



3 支援制度 高等学校と変わらない支援金などの支援制度

国による経済的な支援制度の一つとして、「**高等学校等就学支援金制度**」が挙げられます。この制度は、高等学校等において後期中等教育を受ける所得等の要件を満たす生徒に対して、授業料を支援するものです。高等学校だけでなく、**高等専修学校に通う生徒もこの支援制度の対象として、支援を受けることができます。**修業年限や授業時間数、大学入学資格付与の有無等を問わず、すべての高等専修学校が対象とな

り、保護者等の年収に応じて支援を受けることができます。また、低所得世帯の場合、授業料以外の教育費(教科書費や教材費など)を支援する返済不要の「**高校生等奨学給付金制度**」を受けることができます。さらに、都道府県においても、高等学校等就学支援金制度と連動するものも含めて、各自でさまざまな経済的支援制度を設けています。

高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金の支給額

区分 ^{※1}	生活保護世帯、住民税の所得割が非課税の世帯	道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が25万7500円未満の世帯	道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が50万7000円未満の世帯
年収の目安	約270万円未満	約270万円～約590万円未満	約590万円～約910万円未満
高等学校等就学支援金支給上限額(年額)	39万6000円 ^{※2}	39万6000円 ^{※2}	11万8800円
奨学給付金支給額(年額)	約3～14万円(世帯状況等により変動)	-	-

※1:令和2年7月支給以降、高等学校等就学支援金の判定基準が変更となり、下記の計算式により所得の区分の判定を行います。「市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額」(政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。)上記による算出額が15万4500円未満の世帯は39万6000円、算出額が30万4200円未満の世帯は11万8800円が支給上限額となります。
 ※2:通信制課程の場合は、29万7000円が支給上限額となります。